

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号） 抄

（第三十八条関係（平成十六年十月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（規約の変更）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る事項を定めているときは、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>第六条 事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 第四条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更に<del>ついて準用する。ただし、当該変更が同条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。</del></p>	<p>（規約の変更）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>第六条 事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 第四条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更に<del>ついて準用する。</del></p>

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。

2・3 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 (略)

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者(第三項第九号において「企業年金等対象者」という。))を除く。( )

2・4 (略)

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。この場合において、移換を受ける資産のうち当該企業型年金の各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるものの額は、第二十条に規定する拠出限度額、当該企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間等を勘案して政令で定める額を超えてはならない。

2・3 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 (略)

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者(第三項第八号において「企業年金等対象者」という。))を除く。( )

2・4 (略)